

瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人一人が多様性を認め合い、誰もが自分らしく、いきいきと活躍し、安心して生活が送れる社会の実現に寄与するため、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを約束した2人の関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップにある者が、一方又は双方の子を始めとした近親者（三親等内の者）その他市長が適当と認める者（以下「近親者等」という。）と共に家族として協力し合うことを約束した関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップ又はファミリーシップにあることを、市長に対して誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) パートナーシップの関係にある双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) パートナーシップの関係にある双方又はいずれか一方が市内に住所を有し、又は宣誓の日から3月以内に市内に転入を予定していること。
- (3) パートナーシップの関係にある双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいないこと。ただし、共に宣誓をしようとする者同士が事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は除く。
- (4) パートナーシップの関係にある双方とも他の者とのパートナーシップ又はそれに類する関係にないこと。
- (5) パートナーシップの関係にある双方が民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない関係でないこと。ただし、共に宣誓をしようとする者同士がパートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓しようとする者は、共に自ら記入した瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）を市長に提出することにより行うものとする。

2 宣誓をしようとする者は、宣誓をする日時等について事前に市と調整するものとする。

3 宣誓書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（いずれも宣誓をする日前3月以内に発行されたものに限る。）

(2) 戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）、独身証明書、婚姻要件具備証明書その他現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓をする日前3月以内に発行されたものに限る。）

(3) 近親者等とファミリーシップにあることを宣誓しようとする場合は、その関係を確認することができる書類。この場合において、近親者等が15歳以上のときは、当該近親者等が自ら記入したファミリーシップ関係に関する同意書（15歳以上の近親者等）（第2号様式。以下「同意書」という。）を添付しなければならない。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 前項第1号の規定にかかわらず、市外に在住する者であつて瀬戸市内への転入を予定している者は、その事実が確認できる書類をもって同号に規定する書類に代えることができる。この場合において、当該者は、転入後速やかに同号の書類を提出しなければならない。

5 市長は、宣誓しようとする者が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード（マイナンバーカード）

(2) 旅券（パスポート）

(3) 運転免許証

(4) 在留カード

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

6 宣誓しようとする者のうち一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができない事情があると市長が認めるときは、双方の立会いの下で他の者に代筆させることができるものとする。

7 15歳以上の近親者等について、同意書に自ら記入することができない事情があると市長が認めるときは、他の者に代筆させることができるものとする。

（通称名の使用）

第5条 宣誓をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣

誓書において氏名に代えて通称名（戸籍に記載された氏名に代わるものとして、国内において社会生活上通用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

- 2 前項の規定による通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を、第4条の規定による宣誓をするときに提示するものとする。

（証明書等の交付）

第6条 市長は、宣誓書の提出があった場合は、第3条の規定による宣誓の要件を審査し、適当と認めるときは、瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書（第3号様式）及び瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カード（第4号様式。以下「証明書等」という。）を、当該宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）に交付するものとする。この場合において、前条第1項の規定により通称名を使用したときには、通称名とともに戸籍に記載されている氏名を証明書等に記載するものとする。

（証明書等の再交付）

第7条 証明書等の交付を受けた者は、当該証明書等の紛失、毀損、汚損その他市長が認める事情により証明書等の再交付を希望するときは、瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等再交付申請書（第5号様式）により申請することができる。

- 2 前項の申請があったときは、市長は証明書等を再交付するものとする。
- 3 前項の規定による再交付を受けた者は、紛失した証明書等を発見したときは、速やかに当該証明書等を市長に返還しなければならない。

（宣誓書記載事項変更の申出）

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届（第6号様式。以下「内容変更届」という。）を交付済の証明書等とともに市長に提出しなければならない。

- (1) 宣誓者のいずれかに氏名又は通称名の変更があったとき。
- (2) ファミリーシップの関係にある者がその対象でなくなったとき。
- (3) ファミリーシップの関係にある者を追加又は変更するとき。

- 2 内容変更届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 前項第1号に該当するときは、氏名の変更があった者の戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）又は日常生活において変更後の通称名を使用していることが確認できる書類
- (2) 前項第3号に該当するときは、第4条第3項第3号に掲げる書類。この場合において、追加又は変更される近親者等が15歳以上のときは、当該近親者等が自ら記入した同意書も添付するものとする。

3 市長は、内容変更届の提出があったときは、変更後の証明書等を当該宣誓者に交付するものとする。

（無効となる宣誓）

第9条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。

- (1) パートナーシップ又はファミリーシップを形成する意思がないことが判明したとき。
- (2) 宣誓書等の内容に虚偽があったとき。
- (3) 第3条各号に規定する宣誓の要件に反しているとき。
- (4) 第4条第4項後段の規定に反して、市内への転入を証明する書類を提出しないとき。

（証明書等の返還）

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届（第7号様式）に証明書等を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、証明書等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該証明書等の返還を要しない。

- (1) 双方の意思によりパートナーシップを解消したとき。
- (2) 宣誓者のいずれかが死亡したとき。ただし、ファミリーシップの関係にある者がいる場合は、この限りでない。
- (3) 双方が市外へ転出したとき（第13条に定める連携自治体へ転出した場合を除く。）。
- (4) 第3条第3号又は第4号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (5) 前条の規定により宣誓を無効とされたとき。

（返還又は無効に係る宣誓番号の公表）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、第9条の規定により宣誓を無効とし、又は前条の規定により返還させた証明書等の宣誓番号（証明書等ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

（宣誓内容証明書の交付）

第12条 宣誓者及び宣誓者とファミリーシップの関係にある者は、第10条各号のいずれかに該当する場合を除き、瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容証明書交付申請書（第8号様式）を市長に提出することにより、瀬戸市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容証明書（第9号様式）の交付を受けることができる。

2 前項における本人確認は、第4条第5項の規定を準用する。

（他の自治体と連携を図る場合の取扱い）

第13条 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約（令和6年4月1日施行。以下「規約」という。）第4条に定める構成自治体（以下「連

携自治体」という。)においてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に係る宣誓書受理証明書の交付を受けている者が、市内への住所の異動後も引き続きパートナーシップ・ファミリーシップ関係を継続するときは、規約第3条第2項の規定に基づき、証明書等の交付を受けることができる。

2 前項の規定による交付を受けようとする者(以下「継続申告者」という。)は、その双方が所定の事項をそれぞれ自署したパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書(第10号様式)(以下「申告書」という。)及び次に掲げる書類を市長に提出することにより行うものとする。

(1) 転出地である連携自治体が交付したパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に係る宣誓書受理証明書

(2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

3 前項の規定による書類の提出があった場合、市は遅滞なく転出地である連携自治体に通知する。

4 前項の規定による手続きについては、継続申告者双方の同意を得られた場合のみ行うことができる。

5 継続申告者の一方又は双方が申告書に自ら記入することができない事情があると市長が認めるときは、他の者に代筆させることができるものとする。

6 市長は、継続申告者が本人であることを確認するため、第4条第5項各号に掲げるいずれかの書類の提示を求めるものとする。

(宣誓書等の保存)

第14条 市長は、宣誓書等を、第10条の規定により証明書等が返還された日又は返還されたものとみなした日のいずれか早い日から起算して5年を経過する日まで保存するものとする。

(個人情報)

第15条 市長は、この要綱に基づく事務を行う際に収集した個人情報を、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等に基づいて、適正に管理及び保管するものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。